

毎月勤労統計調査の沿革

	(調査名)	(実施主体)	(対象範囲及び数)
大正12年 7 月	職工賃銀毎月調査 鉱夫賃銀毎月調査	内務省社会局	北海道ほか22府県（本県を含む）における工場及び東京鉱務署ほか4 鉱務署管内における鉱山合計510所
大正14年 4 月	賃銀毎月調査	内閣統計局	29府県の工場，鉱山
昭和 2 年 1 月	官公営工場と交通関係事業体を調査対象に追加		
昭和14年 4 月	労働統計毎月実地調査	内閣統計局	33府県における工場，鉱山，交通関係事業体約7,200所
昭和16年 8 月	労働統計毎月調査	内閣統計局	全府県における工場，鉱山，交通関係事業体約4,700所
昭和19年 7 月	毎月勤労統計調査	内閣統計局	全府県における工場，鉱山，交通関係事業体約8,900所
昭和21年12月	百貨店，銀行，信託業，保険業を調査対象に追加		
昭和22年 7 月	指定統計第 7 号に指定		
昭和23年 9 月	調査の企画立案及び公表の権限を労働省に移管（実施は総理府統計局）		
昭和25年 1 月	毎月勤労統計調査規則（労働省令）制定 標本理論を導入 産業別に異なっていた調査対象規模の下限を常用労働者30人以上に統一		
昭和25年10月	日本標準産業分類を採用（対象産業：鉱業，製造業，卸売及び小売業，金融業及び保険業，不動産業，運輸通信及びその他公益事業）		
昭和26年 4 月	毎月勤労統計調査 全国調査 地方調査	調査を労働省に全面移管 地方調査開始	
昭和27年 1 月	建設業を調査対象に追加		
昭和29年 3 月	サービス業の一部（「自動車修理業及びガレージ業」，「その他の修理業」及び「医療保険業」）を調査対象に追加		

昭和32年 7 月 乙調査と特別調査開始

毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 全国調査乙調査	常用労働者30人以上事業所	約9,300事業所
	常用労働者 5～29人事業所	905調査区 約10,000事業所
地方調査 特別調査	常用労働者30人以上事業所	約18,500事業所
	常用労働 1～4 人事業所	1,810調査区 約38,500事業所

昭和46年 1 月 サービス業の範囲を「家事サービス業」と「外国公務」を除く全体に拡大

昭和47年 7 月 沖縄県を調査対象に追加

昭和55年 7 月 特別調査を拡充

毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 全国調査乙調査	常用労働者30人以上事業所	約16,700事業所
	常用労働者 5～29人事業所	1,914調査区 約16,500事業所
地方調査 特別調査	常用労働者30人以上事業所	約22,000事業所
	常用労働者 1～4 人事業所	4,750調査区 約134,000事業所

平成 2 年 1 月 甲調査・乙調査の統合と地方調査の拡充

毎月勤労統計調査 全国調査	常用労働者 5 人以上	約33,200事業所
	┐ うち30人以上 └ 5～29人	約16,700事業所 1,914調査区 約16,500事業所
地方調査	常用労働者 5 人以上	約43,500事業所
	┐ うち30人以上 └ 5～29人	約21,500事業所 2,561調査区 約22,000事業所
特別調査	常用労働 1～4 人	4,750調査区 約77,000事業所

平成 5 年 1 月 パートタイム労働者についての調査項目を新設

平成13年 1 月 省庁再編に伴う調査主体名の変更（労働省→厚生労働省）

平成14年 1 月 全国調査における一般・パート別の賃金・労働時間指数を公表

平成14年 3 月 毎月勤労統計調査オンラインシステムによる調査票登録開始

平成17年 1 月 平成14年 3 月改訂の日本標準産業分類に基づく集計、公表開始
（特別調査は平成16年調査から）

平成21年 4 月 基幹統計に指定される

平成22年 1 月 平成19年11月改訂の日本標準産業分類に基づく集計、平成22年公表開始
（特別調査は平成21年調査から）